

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年12月23日 06時55分ごろ
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎漁港 枕崎港東防波堤灯台から真方位285°920m付近 (概位 北緯31°15.6′ 東経130°16.9′)
事故の概要	漁船第五幸丸は、入航中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年2月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首部から船尾部にかけての船底外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 低潮時 日出時刻：07時14分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、鹿児島県指宿市長崎鼻南方沖の漁場でまき網漁を終えた後、枕崎漁港に向けて帰港を開始した。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室中央の操縦席に腰を掛け、自動操舵により単独で操船に当たり、約10ノットの対地速力で本船を西北西進させた。</p> <p>船長の本事故前日の出漁時までの睡眠及び就労の状況は、次のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none">本事故前日の睡眠時間は、約7時間であった。本事故前日、早朝から正午過ぎまで魚の出荷作業の手伝いを行い、仮眠をとることなく、夕方から出漁していた。 <p>船長は、本事故前日の出漁時から疲れを感じていたものの、眠気は感じていなかったため、立って操船に当たったり、他の乗組員と操船を交替したりするなどの居眠り運航の防止措置を採っていなかった。</p> <p>船長は、漁場から枕崎漁港までの距離が短く、操船中に居眠りしたことがなかったため、居眠りすることはないと思っていた。</p> <p>船長は、操縦席に腰を掛けた姿勢のまま操船を続け、レーダーの表示画面で枕崎漁港まで0.5海里（M）に達したことを確認し、東防波堤南端付近を通過時に港奥の係留場所に向けて右転する予定でいたところ、間もなく同漁港に入港するので気が緩み、いつしか居眠りし</p>

た。

本船は、その後、東防波堤南端付近を通過して枕崎漁港内の浅所に向かって西北西進を続け、同浅所に乗り揚げた。

(図1 参照)

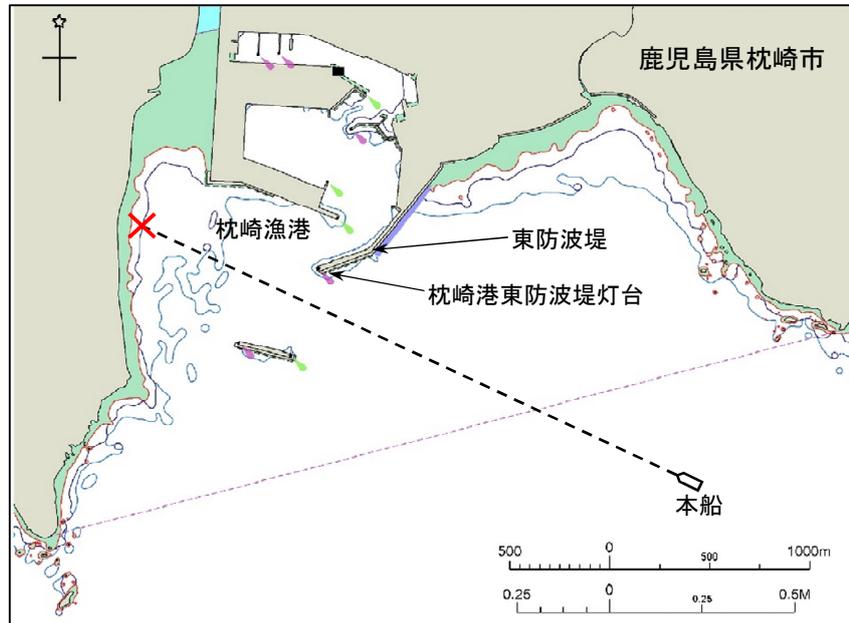


図1 事故発生経過概略図

船長は、衝撃音を聞いて目を覚まし、主機を中立運転とした後、周囲を見渡し、本船が枕崎漁港内の浅所に乗り揚げたことを認めた。

船長は、本事故の発生をA社に連絡するとともに、僚船に救助を求め、乗組員に負傷がないこと及び本船に浸水がないことを確認した。

本船が乗り揚げていることを目撃した者は、118番通報した。

本船は、僚船により引き出された後、自力航行で枕崎漁港内の岸壁に着岸した。

本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.8mであった。

本船の操舵室は、本事故当時、扉や窓が閉められて暖房が入った状態であった。

分析

本船は、自動操舵で西北西進中、単独で操船中の船長が、疲労が蓄積した状態で操縦席に腰を掛けていたところ、居眠りしたことから、右転予定場所を通過して枕崎漁港内の浅所に向かっていることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと推定される。

船長は、本事故前日の早朝から正午過ぎまで魚の出荷作業の手伝いを行い、仮眠をとることなく、夕方から出漁して操業を行ったことから、疲労が蓄積していたものと考えられる。

船長は、疲れを感じていたものの、眠気を感じておらず、操船中に居眠りしたことがなかったことから、居眠りすることはないと思い、居眠り運航の防止措置を採らないまま、操縦席に腰を掛けて操船に当たっていたものと考えられる。

	<p>船長は、次のことが関与したことから、居眠りしたものと考えられる。</p> <p>(1) 疲労が蓄積した状態で操縦席に腰を掛けていたこと。</p> <p>(2) 間もなく枕崎漁港に入港するので気が緩んだこと。</p> <p>(3) 操舵室は、扉や窓が閉められて暖房が入った状態であったこと。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、自動操舵で西北西進中、単独で操船中の船長が居眠りしたため、枕崎漁港内の浅所に乗り揚げたものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、疲労が蓄積した状態で単独の操船に当たることなく、他の乗組員と操船を交替するなどして居眠り運航の防止措置を採ること。